（届出書のその他の記載事項）

第十条　法第五条第一項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　密接関係者（法第三条第四項に規定する密接関係者をいう。次条第四号及び第十二条第一項第六号において同じ。）の氏名、商号又は名称及び住所並びに法人（人格のない社団又は財団であって代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。）にあっては、その代表者又は管理人の氏名及び当該密接関係者と発行者との間の令第三条第一項に規定する密接な関係の内容

［二・三　略］

（届出書の添付書類）

第十一条　法第五条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類については、届出の日前三月以内に発行されたものに限る。）とする。

［一・二　略］

三　前払式支払手段の発行の業務の一部を第三者に委託する場合にあっては、当該委託に係る契約の契約書

四・五　［略］

（変更の届出）

第十二条　第九条の規定による届出書を提出した自家型発行者は、法第五条第三項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第二号により作成した変更届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類（官公署が証明する書類については、届出の日前三月以内に発行されたものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

［一～四　略］

五　法第五条第一項第六号から第十号までに掲げる事項に変更があった場合　当該変更があった事項に係る前条第三号及び第五号に掲げる書類

六　密接関係者又はその者との間の令第三条第一項に規定する密接な関係に変更があった場合　当該変更後の前条第四号に掲げる書類

［七・八　略］

2　［略］

（登録の申請）

第十四条　法第七条の登録を受けようとする者は、別紙様式第三号により作成した法第八条第一項の登録申請書に、同条第二項の書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

（登録申請書のその他の記載事項）

第十五条　法第八条第一項第十号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　主要株主（総株主等の議決権（令第三条第一項第二号に規定する総株主等の議決権をいう。）の百分の十以上の対象議決権（同条第二項第一号に規定する対象議決権をいう。）に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している者をいう。第二十条第一項第六号において同じ。）の氏名、商号又は名称

［二～四　略］

（届出書のその他の記載事項）

第十条　法第五条第一項第十号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　密接関係者（法第三条第四項に規定する密接関係者をいう。次条第三号及び第十二条第一項第六号において同じ。）の氏名、商号又は名称及び住所並びに法人（人格のない社団又は財団であって代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。）にあっては、その代表者又は管理人の氏名及び当該密接関係者と発行者との間の令第三条第一項に規定する密接な関係の内容

［二・三　同上］

（届出書の添付書類）

第十一条　［同上］

［一・二　同上］

［号を加える。］

三・四　［同上］

（変更の届出）

第十二条　第九条の規定による届出書を提出した自家型発行者は、法第五条第三項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第二号により作成した変更届出書に、当該変更届出書の写し二通及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類（官公署が証明する書類については、届出の日前三月以内に発行されたものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

［一～四　同上］

五　法第五条第一項第六号から第九号までに掲げる事項に変更があった場合　当該変更があった事項に係る前条第四号に掲げる書類

六　密接関係者又はその者との間の令第三条第一項に規定する密接な関係に変更があった場合　当該変更後の前条第三号に掲げる書類

［七・八　同上］

2　［同上］

（登録の申請）

第十四条　法第七条の登録を受けようとする者は、別紙様式第三号により作成した法第八条第一項の登録申請書に、当該登録申請書の写し二通及び同条第二項の書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

（登録申請書のその他の記載事項）

第十五条　法第八条第一項第九号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　主要株主（総株主等の議決権（令第三条第一項第二号に規定する総株主等の議決権をいう。）の百分の五以上の対象議決権（同条第二項第一号に規定する対象議決権をいう。）に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している者をいう。第二十条第一項第六号において同じ。）の氏名、商号又は名称

［二～四　同上］